

議案第 49 号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険条例(平成18年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下「固定資産税額等」という。)に<u>100分の9.4</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (納期) 第12条 略 2 略 3 <u>納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算する。</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下「固定資産税額等」という。)に<u>100分の18.7</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に<u>100分の5.4</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に<u>100分の5.0</u>を乗じて算定する。 (納期) 第12条 略 2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の橋本市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。